

第 1 2 回 三朝町農業委員会総会 議事録

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|---------|---|---------|---|---------|---|----------|---|---------|---|---------|---|---------|---|-------|--|--|--|------|---|------|---|------|---|------|---|------|---|-------|--|
| 1 開催年月日 | 令和3年6月9日(水) 午前9時 開会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 開催場所 | 三朝町役場 第2会議室 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 出席委員 | <p>農業委員 7人のうち出席者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">1番 青木君夫</td> <td style="width: 10%;">出</td> <td style="width: 33%;">2番 野見幸雄</td> <td style="width: 10%;">出</td> <td style="width: 33%;">3番 松原利志</td> <td style="width: 10%;">出</td> </tr> <tr> <td>4番 米原章太郎</td> <td>出</td> <td>5番 山本雅之</td> <td>出</td> <td>6番 本田 博</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>7番 村岡幸枝</td> <td>出</td> <td colspan="4" style="text-align: right;">出席 7人</td> </tr> </table> <p>農地利用最適化推進委員 5人のうち出席者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">吉田弘幸</td> <td style="width: 10%;">出</td> <td style="width: 33%;">山本一夫</td> <td style="width: 10%;">出</td> <td style="width: 33%;">吉田定夫</td> <td style="width: 10%;">出</td> </tr> <tr> <td>山本 満</td> <td>出</td> <td>楠本幸孝</td> <td>出</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">出席 5人</td> </tr> </table> | 1番 青木君夫 | 出 | 2番 野見幸雄 | 出 | 3番 松原利志 | 出 | 4番 米原章太郎 | 出 | 5番 山本雅之 | 出 | 6番 本田 博 | 出 | 7番 村岡幸枝 | 出 | 出席 7人 | | | | 吉田弘幸 | 出 | 山本一夫 | 出 | 吉田定夫 | 出 | 山本 満 | 出 | 楠本幸孝 | 出 | 出席 5人 | |
| 1番 青木君夫 | 出 | 2番 野見幸雄 | 出 | 3番 松原利志 | 出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4番 米原章太郎 | 出 | 5番 山本雅之 | 出 | 6番 本田 博 | 出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7番 村岡幸枝 | 出 | 出席 7人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 吉田弘幸 | 出 | 山本一夫 | 出 | 吉田定夫 | 出 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 山本 満 | 出 | 楠本幸孝 | 出 | 出席 5人 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 欠席委員 | なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 農業委員会事務局職員 | 事務局長 安田寛 主査 小椋智子 専門員 大村哲也 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 議事録署名委員 | 1番 青木君夫 委員 3番 松原利志 委員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 議事内容等 | <p>(1) 議案第 29 号 農地法第3条の規定による許可申請について (余戸)</p> <p>(2) 議案第 30 号 農地法第5条の規定による許可申請について (大瀬)</p> <p>(3) 議案第 31 号 農用地利用集積計画 (利用権設定) について</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 報告事項 | <p>(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p> <p>(2) 公共工事の施工に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告書について</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 その他 | <p>(1) 農業委員会総会の日程について</p> <p style="margin-left: 20px;">①令和3年7月総会</p> <p style="margin-left: 40px;">7月9日(金) 午前9時～</p> <p style="margin-left: 40px;">三朝町役場 第2会議室</p> <p>(2) その他</p> <p style="margin-left: 20px;">①農業者年金加入推進ニュースの配布と説明</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 閉会 | 午前9時50分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---|---|
| 1. 開 会 | |
| 事務局 | <p>定刻になりましたので、ただ今から、第 1 2 回三朝町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>山本会長、ご挨拶をお願いいたします。</p> |
| 2. 会長挨拶 | <p>皆さん、ご苦労さんです。</p> <p>田植えも大方終わりました。今の状況で今年の作付け状態となりますので、耕作について問題があるようでしたら、相談にのっていただきたい。</p> <p>6月の議会で、農業委員会にも質問がありましたので答弁を行うようにしております。</p> |
| 3 総会成立宣言 | |
| 事務局長 | <p>本日の出席委員は7名中、7名が出席されています。</p> <p>定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により総会は成立することを報告します。</p> <p>それでは、三朝町農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は山本会長にお願いします。</p> |
| 4 議事録署名委員の指名 | |
| 議長 | <p>それでは日程に従いまして、第4の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>三朝町農業委員会会議規則第22条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>異議なしとのことですので、1番 青木君夫 委員、3番 松原利志 委員、を指名します。よろしくをお願いいたします。</p> <p>なお、書記は事務局でお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> |
| 5 議事 | |
| (1) 議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について (余戸) | |
| 議長 | <p>「議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について」を議題とします。</p> <p>本議案につきましては、当委員会委員に関係する議案でございますので、関係委員の退席を求めます。</p> <p>2 番委員は退席してください。</p> <p>暫時休憩します・</p> |
| 議長 | <p>《2 番委員の退室を確認》</p> <p>再開します。</p> <p>それでは、「議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について」事務局</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>は議案の説明を行ってください。</p> |
| 事務局 | <p>それでは説明させていただきます。</p> <p>この申請の農地は、譲渡人が以前から余戸集落の方に貸付されていたものですが、借受者の方が高齢により農地を返還されたことに伴い新たな借受人かこの際農地を購入してくれる方を探していたところ、売買で譲渡を行うことの協議がまとまりましたので、農地法に基づく申請を行われたものでございます。</p> <p>農地を取得する者の要件として、農地の下限面積がありますが、譲受人の現在の耕作面積は 8,515 ㎡ですので、三徳地域の下限面積「30 a 以上」の要件を満たしているものでございます。</p> <p>なお、取得後の農地の活用につきましては、従前どおり水稻栽培を行われるとのことです。</p> <p>審査表につきましては、3 ページに付けておりますとおり、判定は許可としておりますので、ご確認いただきたいと思います。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【全体から異議無しの声】</p> |
| 議長 | <p>無いようでしたら、質疑を打ち切ります。</p> <p>それでは、議案第 29 号について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>《議長》 それでは、議案第 29 号は承認されました。</p> |
| 議長 | <p>議案第 29 号の審議は終了しましたので、2 番委員の入室を許可します。</p> <p>2 番委員は入室してください。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p>《2 番委員の着席を確認した後に》</p> <p>再開します。</p> |

| (2)議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書について (大瀬) | |
|--|--|
| 議長 | <p>「議案第 30 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書について」を議題とします。</p> <p>事務局は、議案の説明を行ってください。</p> |
| 事務局 | <p>それでは説明させていただきます。 ページの議案書を開いていただきたいと思います。</p> <p>【議案書の朗読】</p> <p>本議案の申請につきましては、申請地の近くで土木・エクステリア業を営んでいる申請社が、資材管理、運搬ができる場所を探していたところ、本申請地の草刈り等の維持管理を行うことを条件として無償で借り受けることができるようになり、資材置き場として転用するものでございます。</p> <p>用地は、真砂土で整地して資材置き場とするもので、添付の利用計画図のとおり法面は現状のまま、雨水につきましては隣接農地に流出しないように勾配をつける計画になっております。</p> <p>なお、隣接地の農地所有者の同意は添付資料のとおり得られております。</p> <p>《申請書類の説明》</p> <p>審査表につきましては ページのとおりでありまして、転用要件を満たしているものと判断したところでございます。</p> <p>簡単ですが、説明は以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明は終わりました。 現地確認を行っておりますので、三朝地区の農業委員さんから報告をお願いします。</p> |
| 3 番委員 | <p>当該農地の申請について、 現地の現況を確認したところ、隣接の農地の同意を得られておりますので、資材置き場として転用することについて問題は無いと判断したところです。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【意見無の声が上がる】</p> |
| 議長 | <p>ご意見が無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>それでは、議案第 30 号について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <p>《議長》 それでは、議案第 30 号は承認されました。</p> |
| (3)議案第 31 号 | 農用地利用集積計画（利用権設定）について |
| 議長 | <p>「議案第 31 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について」を議題とします。</p> <p>事務局は、議案の説明を行ってください。</p> |
| 事務局 | <p>それでは説明させていただきます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」について、同法同条の規定により三朝町長より諮問がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。</p> <p>【議案書をもとに朗読】</p> <p>諮問がありました、農用地利用集積計画書（案）について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第 18 条第 3 号の各要件である、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。 <ol style="list-style-type: none"> イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。 <p>以上のすべてを満たしていると判断されることから、計画（案）を受理し本委員会に提案するものでございます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご意見、ご質問はありませんか。</p> |
| 議長 | <p>ご意見ご質問はありませんか。</p> <p>【全体を見まわして、意見がないことを確認】</p> <p>それでは、議案第 31 号について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>《議長》 それでは、議案第 31 号は承認されました。</p> |

| | |
|--------------|--|
| | <p>暫時休憩します。</p> |
| 議長 | <p>再開します。</p> <p>只今事務局から追加議案「議案第 32 号 農業振興地域整備計画の変更について」が提出されました。</p> <p>これの審議を行うことについて委員の皆さんはご異議ありませんか。</p> <p>【全体の異議なしの声を確認】</p> <p>それでは意義は無いようですので、追加議案「議案第 32 号 農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。</p> <p>事務局は議案の説明を行ってください。</p> |
| 事務局 | <p>議案第 3 2 号「農業振興地域整備計画の変更について」説明します。</p> <p>このことについて、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により三朝町長から協議がありましたので、本委員会にお諮りするものでございます。</p> <p>案件は、今泉地内でございます。</p> <p>法律の施行規則について資料に基づき、農林課 小椋係長が計画変更について説明。</p> <p>(農業振興地域整備計画の策定又は変更 第三条の二 市町村が法第八条第一項の規定により同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くものとする。 2 前項の規定は、法第十三条第一項の規定により市町村が行う農業振興地域整備計画の変更(農業振興地域の整備に関する法律施行令(以下「令」という。)第十条第一項に掲げる軽微な変更に該当するものを除く。)について準用する。</p> <p>市町村が法第八条第一項の規定により同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>現地確認を行っておりますので、賀茂地区の農地利用最適化推進委員さんから報告をお願いします。</p> |
| 賀茂地区農地利用最適化推 | <p>令和 3 年 6 月 9 日、午前 8 時 2 0 分から、現地において、山本会長、事務局の大村専門員と、安田農林課長、小椋係長から農業振興地域整備計画の変更について説明を</p> |

| | |
|------------|---|
| 進委員 | <p>受けました。</p> <p>現地を確認したところ、当該地を宅地にすることについて計画と整合性があると判断しましたので報告します。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご意見、ご質問はありませんか。</p> |
| 高勢 推進委員 | <p>計画書の変更では、1089 番地一筆になっているが分筆を行うのか。</p> |
| 事務局 | <p>申請時点ではまだ分筆されていませんでしたが、分筆する予定で面積の丈量をおこない、申請されております。現在では分筆も終わり、新しく番地を振り付けた 1089-1 を農振区域から除外し、1089-2 は区域内農地として残るものです。</p> |
| 小鹿 推進委員 | <p>この申請地の周辺は宅地になっているが、区画整理事業では宅地並みとして換地されたものなのか。</p> |
| 事務局 | <p>国道の改良事業に伴う家屋移転の代替え地として、区画整理された農地を収容されたももようです。</p> |
| 議長 | <p>ご意見ご質問はありませんか。</p> <p>【全体を見まわして、意見がないことを確認】</p> <p>それでは、議案第 32 号について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>【全ての委員の挙手を確認】</p> <p>《議長》 それでは、議案第 32 号は承認されました。</p> |
| 議長 | <p>以上で、本日の議事は終了しました。</p> <p>引き続き、第 6 の報告事項に移ります。</p> <p>事務局は、説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、55 頁からの「報告(1)農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」につきましては、6 件の届出がありましたのでご確認いただきたいと思います。</p> <p>79 ページの「報告(2) 公共事業の施行に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告書について」につきましては、県道鳥取鹿野倉吉線、吉原地内での道路施設構造物の修繕工事の為に県道と隣接する農地を、仮設道路等に利用するものとして一時転用の報告が出ております。</p> |

| | |
|-----------------|--|
| | 事務局からの報告事項は、以上でございます。 |
| 議長 | 事務局から報告がありました。ご質問等ありましたら発言をお願いします。 【発言なし】 |
| 議長 | 続いて、第7のその他に入ります。 (1) 令和3年7月の農業委員会総会の日程について 【協議の結果】 7月9日（金）午前9時からの開会を予定します。 会場は、第2会議室です ※現地確認が必要な場合には、別途連絡します。 (2) その他について 農業者年金加入推進ニュースの配布、説明 |
| 議長 | 本日準備しました案件等は全て終了しましたが、皆さんのほうで何かありましたら発言してください。 【発言が無いことを確認】 それでは、本日の委員会は以上を持ちまして終了します。 皆さん、ご苦労さんでした。 |
| 【委員会終了：午前9時50分】 | |

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年6月9日

議 長

議事録署名委員

1 番 農業委員

3 番 農業委員